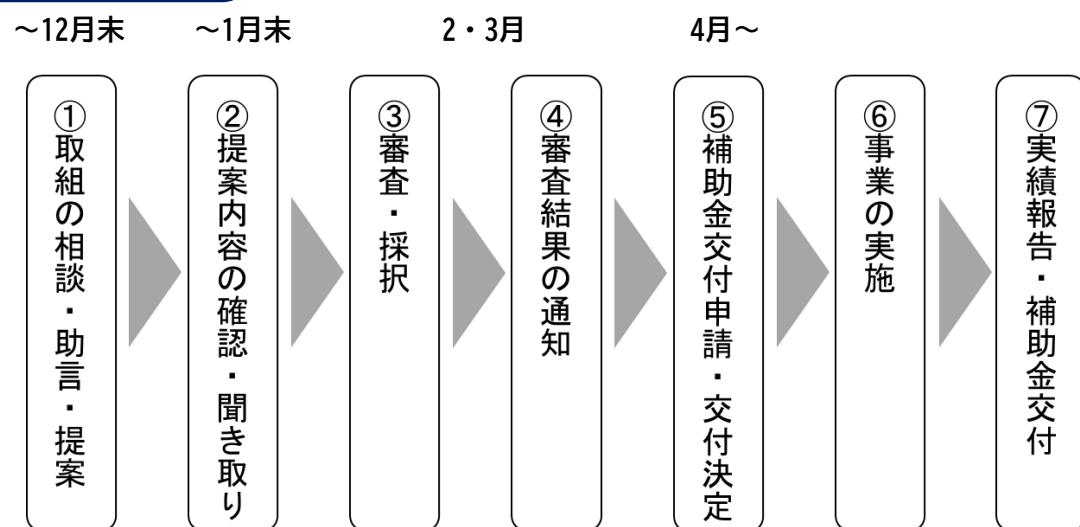


事業実施の流れ



提案・問合せ先

地域自治区	事務所	電話番号等	地域自治区	事務所	電話番号等
高田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ2階 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp	安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
金谷区			浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
三郷区			大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
和田区			牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
新道区	中部まちづくりセンター	市役所木田第二庁舎2階 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp	柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
春日区			大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
諏訪区			頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
津有区			吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
高土区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター2階 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp	中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
直江津区			板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
有田区			清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
八千浦区			三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
保倉区			名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp
北諏訪区					
谷浜・桑取区					



令和8年8月発行

上越市総合政策部地域政策課
TEL (025) 520-5672
MAIL chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp



詳しくは
こちらの
ホームページから



事業概要

市では、持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動に対し、補助金を交付します。

募集期間

令和8年9月1日（火）～12月28日（月）必着

※内容に応じて活動内容への助言や提案をさせていただくため、お早めのご相談をお願いします。

補助額

活動に必要な補助対象経費から、参加費等の活動実施に伴う収入を差し引いた額

※審査の結果、不採択となる場合があります。

※活動ごとの上限額はありますが、各地域自治区の上限額は超過できません。

補助率

10/10以内（千円未満切り捨て）

※提案状況や地域協議会での評価等によっては、10/10を下回る場合があります。

対象者

5人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体

※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする法人又は団体を除きます。

制度の概要については、次ページ以降をご覧ください。
ご不明な点があれば、まずはお気軽にご相談ください。



1 趣旨・対象とする活動

持続可能な地域づくりに向けた地域自治を推進

上越市では、市内全域に28の地域自治区を設置し、地域自治によるまちづくりを進めてきました。昨今、人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える様々な担い手や資源が減少していますが、このような中であっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政による全市的な活動はもちろんのこと、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます重要になると考えています。

各区には、まちづくりを進める上での様々な強みがあります。顔の見える信頼関係、小回りの利く柔軟な対応力、分野を横断する総合的な視点、地域への愛着と誇り、そして地域ならではの特徴やブランド力など、それぞれの強みを発揮し、ぜひ地域の皆さんで知恵を出し合っていただき、力を合わせながら、笑顔と活気があふれる「にぎわい」のあるまちづくりを進めていただきたいと思います。そして、こうした地区同士での切磋琢磨が行われることによって、上越市全体の魅力や活力が高まっていくことにも期待するものです。

このような動きを後押しするため、これまでの「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の実績を踏まえた新たな財源支援制度として、令和9年度から「地域にぎわい事業」を実施します。

各区の地域ビジョンの実現に向けた地域活動を募集

各区の地域協議会には、地域のありたい姿、解決したい地域課題、大切にしたい地域資源や活動などを掲げた「地域ビジョン」の策定を依頼します。そして、地域ビジョンを実現するための地域活動を住民の皆さんから募集します。

ただし、令和9年度については、地域協議会で作成済みの「地域活性化の方向性」に適合する活動や地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしい活動も対象とします。

一例として、次のような活動が考えられます。

- ・ 地域ぐるみの教育・福祉活動（子育て・学習支援、送迎・宅配、見守り、介護予防など）
- ・ 町内会など地域コミュニティ活動の支援（清掃活動、除雪ボランティアなど）
- ・ 特産品の開発や販売促進、地産地消の推進による地域経済の活性化
- ・ 移住・定住の促進や関係人口の創出（地区の情報発信、空き家の活用促進、まちなみ・景観保全、交流イベントの実施など）
- ・ 地区内の集いの場づくり



2 対象としない活動

以下の活動については、本補助金の対象外とします。

- 新たな公の施設や市道などのインフラ整備や市が管理している施設の整備・修繕
- 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う活動
- 単なる備品の購入・設備の設置、視察旅行など、地域の活動が伴わない活動
- 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す活動
- 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする活動、公序良俗に反する活動
- 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する活動

3 対象としない経費

以下の経費については、本補助金の対象外とします。

- 社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費（交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費など）
- 専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費（団体等の総会や役員会、活動実施に向けた企画会議や打合せに係る人件費、旅費など）
- 活動による直接的な受益が提案者や参加者等の特定個人に限定される経費（個人が所有する物品や備品等の購入・修繕、教室・大会等の開催や参加に係る経費など）
- その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

4 活動の提案

- 実施したい活動のある方は、活動を予定する地域自治区の総合事務所・まちづくりセンターへの訪問、電話、郵送、メールなどによりご相談ください。
- 提案内容については、必要に応じて総合事務所・まちづくりセンターから助言や提案を行います。その後、事業提案書などの必要書類を募集期間内に提出いただきます。
- 必要な書類は、市のホームページに掲載しているほか、総合事務所・まちづくりセンターからご案内しますので、まずはお気軽にご相談ください。

5 活動の審査

- 審査は書面にて行います。必要に応じて、総合事務所・まちづくりセンターの職員が提案者へ内容の聞き取りを行います。
- 各地域協議会では、以下の評価基準に基づき、活動の評価を行います。
 - ① 地域ビジョンへの適合性（令和9年度は「地域活性化の方向性に適合しているか」、「地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいか」という視点で評価）
 - ② 地域への貢献度
 - ③ 多様な主体の参画度
 - ④ 活動の実現性・効率性
 - ⑤ 将来への発展性・期待度
- 市は、この評価結果と各区の上限額（下表）を踏まえ、採択する活動を決定します。（単位：万円）

区	上限額	区	上限額	区	上限額	区	上限額
高田区	1,240	和田区	630	谷浜・桑取区	490	頸城区	1,220
新道区	730	高土区	480	安塚区	1,170	吉川区	550
金谷区	850	直江津区	1,060	浦川原区	530	中郷区	680
春日区	1,120	有田区	910	大島区	480	板倉区	930
諏訪区	470	八千浦区	550	牧区	510	清里区	520
津有区	590	保倉区	510	柿崎区	870	三和区	660
三郷区	490	北諏訪区	490	大潟区	720	名立区	550

※総額1.8億円を基礎とし、7割を均等割、3割を人口割として算出しています。また、令和9年度に限り、令和8年度の地域独自の予算事業の提案額を踏まえ、一部の区には一定割合の金額を加算し、総額2億円としています。

※金額の最終決定は、市の令和9年度予算成立後となります。

6 活動の公表・評価

- 活動内容や実施結果は、市ホームページでの紹介、成果報告会の開催、事例集の作成などを通じて、市民の皆さんに広くお知らせする予定です。
- 本事業の成果は定期的に検証し、必要に応じて今後の公費支出の可否や補助制度の在り方を見直します。

